

議案第 6 9 号

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 3 0 , 5 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 7 , 0 6 8 , 0 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		70,000,000 千円	86,000 千円	70,086,000 千円
	2 固定資産税	31,094,000	86,000	31,180,000
15 国庫支出金		53,921,617	16,265	53,937,882
	2 国庫補助金	7,565,893	14,265	7,580,158
	3 委託金	138,126	2,000	140,126
16 県支出金		21,525,104	32,500	21,557,604
	2 県補助金	5,845,501	32,500	5,878,001
19 繰入金		18,673,732	84,000	18,757,732
	1 基金繰入金	18,385,859	84,000	18,469,859
21 諸収入		7,426,810	6,844	7,433,654
	5 雑入	3,770,690	6,844	3,777,534
22 市債		9,896,800	504,900	10,401,700
	1 市債	9,896,800	504,900	10,401,700
歳 入	合 計	236,337,534	730,509	237,068,043

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,912,523 千円	34,383 千円	18,946,906 千円
	1 総務管理費	14,735,377	34,383	14,769,760
3 民生費		123,469,258	10,720	123,479,978
	1 社会福祉費	56,572,283	5,000	56,577,283
	2 児童福祉費	44,810,337	5,720	44,816,057
4 衛生費		16,208,878	5,500	16,214,378
	2 保健所費	5,765,921	5,500	5,771,421
6 農林水産業費		2,810,565	48,799	2,859,364
	1 農業費	1,117,885	48,799	1,166,684
8 土木費		23,349,877	272,800	23,622,677
	4 港湾費	563,516	264,035	827,551
	5 都市計画費	14,524,767	8,765	14,533,532
9 消防費		5,863,661	1,100	5,864,761
	1 消防費	5,863,661	1,100	5,864,761
10 教育費		20,285,402	357,207	20,642,609
	2 小学校費	3,693,337	7,200	3,700,537
	3 中学校費	2,577,278	8,550	2,585,828
	5 社会教育費	3,559,251	5,757	3,565,008

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	7,701,961 千円	335,700 千円	8,037,661 千円
歳	出	236,337,534	730,509	237,068,043

第2表 継続費補正（松山市一般会計）

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	6 保健体育費	(仮称)久谷学校 給食共同調理場 整備事業	千円		千円	千円		千円
			2,454,100	令和7年度	981,640	3,231,540	令和7年度	981,640
				令和8年度	0		令和8年度	335,700
令和9年度	1,472,460	令和9年度		1,914,200				

第3表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
姫山・石井児童クラブ運営業務委託	令和8年度～令和11年度	506,700 千円
小中学校体育館空調整備事業	令和8年度～令和11年度	5,829,000
新玉学校給食共同調理場託 給食業共務調委	令和8年度～令和13年度	660,500
垣生学校給食共同調理場託 給食業共務調委	令和8年度～令和13年度	1,201,500

第4表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	千円 240,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和8年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。た だし必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすること ができる。 3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合におい て前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることできる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育等施設整備事業	千円 1,560,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和8年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 1,830,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ